

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社のコ・ポレ・ト・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「全従業員の物心両面の幸福を追求し、社会の進歩発展に貢献する」の経営理念のもとに、株主・投資家、得意先、取引先、従業員、その他さまざまなステークホルダーから求められる適切な情報開示による経営の健全化を確保し、社会環境・経済環境の変化に的確に対応した迅速な意思決定と財務基盤を強化することによって、継続的な発展を図り社会から必要とされる会社となることです。

そのためにもコーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題であると考えています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高橋 武治	1,555,147	17.80
高橋 敏男	1,011,312	11.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	478,000	5.47
岩崎 陽子	473,319	5.41
高橋 宗敏	421,702	4.82
高橋 亜紀子	410,641	4.70
高橋 雅代	235,259	2.69
昭和化学工業株式会社	134,000	1.53
高橋 幸子	132,000	1.51
高橋 則子	121,929	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主、親会社を有していません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小出 斉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小出 斉		当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の事態を生じるおそれがないことから独立役員に指定している。	幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社の経営に対して有益なご意見やご指導を頂けると判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、監査を実施するにあたり監査役との会合を開催して、監査報告書の提出予定日、監査の方法の概要、実施時期及び往査事業所、実査・立会・確認手続の概要等の説明をして連携しております。  
 監査室は、各部門における法令遵守状況の監視及び業務監査を実施しており、その状況を監査役に報告し、連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中西 博之	他の会社の出身者													
中川 康生	弁護士													
吉見 芳彦	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中西 博之		当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の事態を生じるおそれがないことから独立役員に指定している。	他業種での職務経験に基づく客観的な視点からの監査が出来ることから選任しました。 また、当該監査役は当社及び関連会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者、もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去にそうであったこともありませんし、それらの者の近親者でもありません。
中川 康生			弁護士であり、専門的な見地から監査が出来る。
吉見 芳彦			税理士であり、専門的な見地から監査が出来る。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的としてストックオプション制度(新株予約権の発行)を導入しております。当社は、取締役について、この取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額200万円を上限として設けております。

ストックオプションの付与対象者 その他

該当項目に関する補足説明

現状、付与対象者はありません。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書(2019年12月期)

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

取締役 高橋 敏男 440,464千円

役員報酬等の内容

取締役(社外取締役を除く。) 507,524千円

社外監査役 13,880千円

(注)1 取締役(社外取締役を除く。)における役員報酬等には、2020年3月27日開催の第55回定時株主総会で決議された、退任取締役1名に対する、役員退職慰労金支給規程に基づき加算される功労金195,227千円及び特別功労金195,227千円が含まれております。

(注)2 社外監査役における役員報酬等には、2019年3月28日に退任された監査役(社外監査役)1名に対する功労金3,000千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、業績連動報酬の体系ではありませんが、世間水準および会社の業績や、従業員給与とのバランスを考慮して、株主総会の決議により定められた報酬制度の範囲内において、決定しております。なお、役職ごとの役員の報酬等の額の決定に関する方針はありません。

当事業年度におきましては、基本報酬については、取締役会により委任された代表取締役社長高橋武治が取締役各人別の報酬額を決定しております。賞与については、2019年6月28日開催及び2019年12月25日開催の取締役会にて決定しております。退任取締役に対する退職慰労金支給予定額については、2019年12月25日開催の取締役会にて決定しております。監査役報酬等は、監査役協議により決定しております。また、退任社外監査役に対する退職慰労金については、2019年3月28日開催の監査役会にて決定しております。

取締役の報酬限度額は、2010年3月30日開催の第45期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また別枠でストック・オプション報酬額として年額20,000千円以内と決議されています。なお、定款上の取締役の員数は11名以内であります。

監査役報酬限度額は、1994年3月30日開催の第29期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されています。なお、定款上の監査役の員数は4名以内であります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会開催の案内(開催日時、議案等)を開催日の10日前に、管理部から社外取締役及び各監査役に発送します。  
社外取締役が取締役会において経営上の重要事項についての迅速な意思決定及び建設的な議論・意見交換を行うために、毎月の経営会議の議事録を送付するとともに、適宜関係資料を提供しております。  
また、社外監査役には、常勤監査役が中心となって連絡をとりあい、監査役業務に関する情報を共有しております。  
社外取締役、社外監査役の指示を受けて会社の情報を的確に提供できるよう、管理部が社内との連絡調整にあたる体制をとっています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役会は、3名の取締役で構成されており、内2名は社内取締役、1名が社外取締役であります。原則月1回開催の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について迅速な意思決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。  
議 長:代表取締役社長 高橋 武治  
構成員:専務取締役 手塚 武、取締役(社外) 小出 斉  
常勤監査役(社外) 中西 博之、監査役(社外)中川 康生、監査役(社外) 吉見 芳彦  
・監査役会は、3名の監査役で構成されており、内1名は常勤監査役の社外監査役、2名が非常勤の社外監査役であります。監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席して取締役等から営業の報告を聞き、業務及び財産の状況の調査を行うなどし、経営全般を監視しております。  
議 長:常勤監査役(社外) 中西 博之  
構成員:監査役(社外) 中川 康生、監査役(社外) 吉見 芳彦  
・経営会議は、常務以上の役員及び議長の指名する取締役、執行役員で構成され、経営に関する重要な業務執行事項について審議するために、原則月1回の定例経営会議のほか必要に応じて臨時経営会議を開催しております。なお、重要な業務の執行については、取締役会に上程しております。  
議 長:代表取締役社長 高橋 武治  
構成員:専務取締役 手塚 武、執行役員営業部長 大野 茂、  
執行役員設計部長 中村 秀憲、執行役員生産本部長兼工務部長 矢部 聡

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を向上させるべく、独立社外取締役を今期より新たに1名選任しております。  
独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する資質を十分に備えていると判断され、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識により、独立した立場及び外部の客観的な視点から、取締役会への有益な助言及び経営監督機能を期待しております。  
また、当社は監査役会設置会社を選択しており、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役3名全員を社外監査役に選任しており、内1名を独立監査役としております。監査役は、取締役会等の会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本店支店工場等の業務、財産の調査を通じて適正な監査を行える実効性を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。  
上記の理由により、経営の監視・監督機能が十分に果たされており、現状の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を毎年2月に開催。スモ - ルミ - ティングも適時開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	<a href="http://www.t-cw.co.jp">http://www.t-cw.co.jp</a> 掲載資料(決算情報、決算以外の適時開示資料、決算説明会資料)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 社長	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業が継続して社会に貢献していくために「コンプライアンス規程」を定め、当社グループ役員全員への浸透を図る。  
反社会的勢力の排除についてはコンプライアンスの一環として取り組み、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。
  - (2) 職務の適正な執行を継続的にモニタリングするために、監査室は内部監査を実施する。
  - (3) 監査室は、コンプライアンス状況を適宜取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な体制を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 経営上のリスクの分析及び対策等の検討を、取締役会において行う。
  - (2) リスク管理の整備について「リスク管理規程」を定める。  
当社グループにおける各事業部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行い、各事業部門の長は、リスク管理の状況を随時取締役会に報告する。
  - (3) 当社グループの経営に重大な影響を及ぼすようなリスクが発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応によって損失を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講じる。
4. 取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 経営会議において、経営に関する重要な業務執行事項について審議し、取締役会は月1回の定期的な開催のほか必要に応じて臨時に開催し、当社グループにおける業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
  - (2) 当社グループに機能別、事業部門ごとにそれぞれ担当取締役を設置し、執行責任の所在を明確にすることにより、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理部長が総括し、緊密な連携のもとに関係会社を指導、援助する。
  - (2) 関係会社には必要に応じて取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、使用人を派遣し、業務執行の適正性を監督するとともに重要事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を行う。
  - (3) 監査室は、子会社における内部監査を実施し、業務の適正を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から要請があったときは、監査役の職務を補助する使用人を配置し、監査役の指示によりその職務を行わせる。
7. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務に専念する。
  - (2) 監査役を補助する使用人の人事考課は、常勤監査役が行う。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告しなければならない。
  - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、何時も監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行わなければならない。
  - (3) 監査役は、取締役会のほか必要であると認める会議に出席することができる。
  - (4) 前各号で報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、取締役会等の会議のほか、取締役及び使用人と意見・情報の交換を行う。
  - (2) 監査役は、監査室、グループの監査役、会計監査人と随時意見・情報の交換を行い、相互に連携して監査の実効性の確保を図る。
10. 監査役を補助する使用人の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項  
当社グループは、監査役を補助する使用人の職務の執行上必要と認める費用を負担し速やかに処理する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 基本的な考え方

当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもちない。また、反社会的勢力には毅然として対処し、不当要求は拒絶しなければならない。

#### 2. 整備状況

当社グループは、コンプライアンス疑義事象の早期発見と是正を図り、内部通報制度を導入しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況につきましては、重要な情報について各部門から情報管理責任者(管理部長)に報告させ、適時開示に係る情報を一元的に管理しております。

情報管理責任者は、適時開示規則等に照らして開示が必要と認められた場合には、その内容・方法等を検討し代表取締役社長に報告、原則として取締役会への報告・承認を得た後に、速やかに情報開示しております。

